

# 航空宇宙産業の振興に向けた調査業務委託仕様書

## 1 業務目的

成田地域における産業集積を契機とした本県経済の活性化を図るため、空港と親和性が高く、今後の成長が見込まれる航空宇宙産業について、県内における産学官連携による技術開発の促進や、ものづくり中小企業による部品製造などのサプライチェーンへの参入等に向けた取組の検討を進めている。

その検討材料として、県内における航空宇宙産業に係る製品開発・研究の状況や、ビジネスとなり得る分野に繋がる大学や企業の研究・技術シーズ、千葉県が持つ航空宇宙分野での優位性やポテンシャル等について調査を行う。

## 2 委託業務の概要

- (1) 委託期間：契約締結日から令和9年3月25日（木）まで
- (2) 予定価格（上限）：28,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

## 3 業務内容

以下の業務について、県と協議を行いながら情報収集等を行う。

なお、いずれの項目についても、航空宇宙分野のリーディングカンパニーや研究機関における取組との連携を視野に入れ、それらが取り組んでいる要素技術ごとに、集められた研究・技術に係る情報は分けて整理すること。

- (1) 県内大学等が持つ、航空宇宙に関連する新たな研究シーズの探索・掘り起こし  
県内大学・研究機関が保有する航空宇宙分野に関連し得る新たな研究シーズの探索・掘り起こしを行うこと。

### (調査対象)

- ・材料工学、宇宙輸送・推進技術、AI・データ解析、ロボティクス、通信、エネルギー、宇宙園芸など、航空宇宙分野への応用可能性が認められるもの全般とする。

### (調査内容・方法)

- ・各研究シーズについては、研究内容の概要や進捗状況、産業応用の可能性、知的財産の状況等の観点から整理するとともに、国内外の技術動向や市場ニーズ等を踏まえ、今後の事業化検討に資する情報の整理・分析を行うこと。
- ・公開情報・学術論文・研究プロジェクト資料の収集、大学等・研究者への直接訪問によるヒアリング、専門家インタビュー等、適切な方法により調査を実施すること。

- (2) 航空宇宙分野に関わる新たな企業の掘り起こしや、新規参入が可能な技術を持つ企業の発掘及び育成策の検討

航空宇宙分野に関わる新たな企業や、同分野への新規参入が可能な技術・ノウハウを有する企業の探索・掘り起こし及び育成策の検討を行うこと。

### (調査対象)

- ・既存の航空宇宙関連企業に加え、現在航空宇宙分野に参画していない異業種からの参入可能性を持つ企業全般とする。

#### (調査内容・方法)

- ・各企業情報については、技術・製品の特徴、事業内容、研究開発の状況等の整理を行うとともに、国内外の産業動向や技術トレンドを踏まえ、千葉県内企業の参入可能性や役割についての整理・分析を行うこと。
- ・公開情報・統計資料の収集、業界レポート分析、企業データベース検索、専門家・業界団体へのヒアリング、企業への直接訪問によるヒアリング等、適切な方法により調査を実施すること。

### (3) 他都道府県と比較して千葉県をフィールドとすることの優位性やポテンシャルの深掘り

千葉県において航空宇宙産業の振興を図っていくにあたり、優位性やポテンシャルについて、他都道府県との比較を通じて整理・分析を行うこと。

#### (調査内容・方法)

- ・地理的条件、空港・港湾等のインフラ、産業集積状況、大学・研究機関、人材環境、行政施策等を調査し、航空宇宙産業の展開に関連する要素を総合的に整理すること。また、これらの結果を踏まえ、千葉県の強みや課題、今後の可能性等を明確化し、政策検討や事業展開に資する基礎資料としてとりまとめること。
- ・他の先進自治体における支援策の調査分析を通じて、本県のポテンシャルを踏まえて有効と考えられる施策を整理・分析すること。
- ・公開情報・統計資料の収集、文献調査、他自治体事例の比較分析、関係機関や専門家へのヒアリング等、適切な方法により調査を実施すること。

### (4) 航空宇宙分野で今後の成長が予想されるテーマ、プロジェクト等の検討

航空宇宙分野において、今後の成長が期待される技術分野、テーマ、プロジェクトについて、国内外の動向を踏まえた整理・検討を行うこと。

#### (調査内容・方法)

- ・研究開発動向、関連政策・制度、主要企業や研究機関の取組、市場性等の観点から情報整理を行い、将来性が見込まれるテーマを複数抽出するとともに、そのテーマの特徴や意義、千葉県との関係性等を整理し、今後の産業振興や戦略検討に資する基礎資料としてとりまとめること。
- ・公開情報・統計資料の収集、文献調査、専門家へのヒアリング等、適切な方法により調査を実施すること。

## 4 成果物の提出

本業務の成果物の提出については、以下のとおりとする。

### (1) 中間報告

受託者は、報告期限までに活動状況について中間整理を行い、県に報告するものとする。

報告先 千葉県商工労働部産業振興課

報告期限 令和8年10月1日(木)

提出方法 電子データにより提出することとし、提出方法の詳細については、県及び受託者の協議による。

## (2) 成果物の提出

受託者は、本業務が完了したときは、成果物を業務完了通知書とともに提出し、検査を受けるものとする。なお、成果物の取りまとめに当たっては、県と十分な協議を行うこと。

提出先 千葉県商工労働部産業振興課

提出期限 令和9年3月25日(木)

提出方法 電子データにより提出することとし、提出方法の詳細については、県及び受託者の協議による。

## 5 その他

### (1) 業務計画書の作成

- ・ 受託者は、契約締結後14日(休日等を含む)以内に業務計画書を作成し、提出する。
- ・ 業務計画書には、業務概要、実施方針、実施工程、組織計画、打合せ計画、成果品、個人情報・行政情報流出防止対策等について記載するものとする。
- ・ 提出された業務計画書を元に県と協議し、本業務の詳細内容及び各作業の実施時期を決定するものとする。

### (2) 打合せ等

- ・ 本業務を適正かつ円滑に実施するため、県と受託者は常に密接な連絡を取り、概ね2週間ごとに進捗を協議し、業務の方針等の決定に当たっては、県と協議により決定するものとする。その内容については、受託者が打合せ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。
- ・ 受託者は、県から求めがあった場合は、随時作業報告や委託内容に関する資料の提出を行う。

### (3) 成果物の瑕疵

成果物に瑕疵があり、不具合が生じたときは、受託者は自らの負担において、その不具合を補修しなければならない。その瑕疵についての担保期間は、成果物引渡しの日から6ヶ月間とする。

### (4) 権利・二次利用等

本業務における成果物の取扱いは、次のとおりとする。

ア 本業務の履行による成果物の所有権は、全て県に帰属するものとする。

イ 成果物が、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合は、受託者は、当該著作物に係る受託者の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を、従前より受託者または第三者が保有の著作物の著作権を除き、当該著作物の引渡し時に、県に無償で譲渡するものとする。ただし、素材となる写真等の著作権について個別に協議し、県の承諾を得た場合はこの限りでない。

- ウ 上記イただし書の承諾を得て、成果物を二次利用する場合は、二次利用に当たって必要な権利関係の調整等は、受託者の負担において行うものとする。
- エ 著作権法第18条及び第19条に規定する権利（公表権及び氏名表示権）について、受託者は、これを行ってはならない。ただし、あらかじめ、書面による県の同意を得た場合はこの限りでない。

#### **(5) 情報の取扱い**

受託者は、本業務を実施するために、県から提供された資料等、あるいは県に引き渡す資料等の漏洩及び紛失がないよう、その管理を徹底するとともに、県の承諾なく複写及び複製してはならない。

また、本業務終了後は速やかに県に返還するものとし、電子情報にあつては、当該電子情報を復元できないよう適正に処分しなければならない。

#### **(6) 再委託の禁止**

原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、あらかじめ、再委託先や再委託内容、委託理由を明記し、書面により県の承諾を得たときはこの限りでない。

#### **(7) 履行の原則**

- ア 受託者は、本業務の実施にあたり、仕様書及び関係法令等を遵守し、業務を行うものとする。
- イ 受託者は、本業務を信義、誠意をもって誠実に履行するものとする。
- ウ 受託者は、その責めに帰すべき事由により、この業務の実施に関し第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。
- エ 事故発生時等、緊急に報告を要する事項については、受託者は速やかに県に報告するものとする。
- オ 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と受託者が協議のうえで決定するものとする。
- カ 本仕様書に定めのない事項については、県と受託者が協議のうえで決定するものとする。

以上